

## ②土壌の汚染状況の調査（施行規則第20条）

## チェック

- 施工中における土壌の汚染状況の調査は、スクリーニング分析により行うことができます。
- スクリーニング分析の結果、土砂基準（p.11）を超過した場合は〔4-2（2）ウ 分析調査の方法〕（p.18）により再調査（詳細調査）を行い、土壌の汚染状況を詳細に把握しなければなりません。
- 完了時の土壌の汚染状況の調査において、スクリーニング分析を実施することはできません。
- 盛土等区域と同一の事業区域で発生する土砂等（＝現地流用土）のみによる盛土等において、申請前に現地流用土分析調査（p.21）を実施した場合は、施工中における土壌の汚染状況の調査を省略することができます。

## 【解説】

- ・搬入する土砂等については、土砂等発生元証明書等により「汚染のおそれがないこと」を確認しているため、施工中における土壌の汚染状況の調査をスクリーニング分析とすることとしました。

## 土壌の汚染状況の調査（スクリーニング分析）の方法

## ア 土砂等の採取方法※

（ア）次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、当該盛土等区域をそれぞれ当該右欄に定める区域の数以上の区域に区分します。

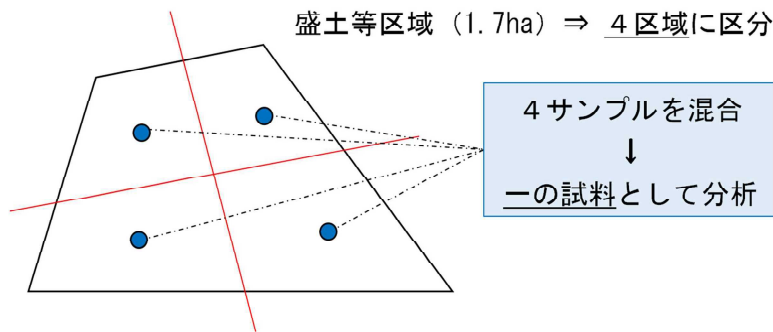
盛土等区域の面積	区域の数
0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上 3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上 4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上 5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上 6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上 7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上 8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上 9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

※ 区分の考え方は〔4-2（2）ウ 分析調査の方法〕（p.18）と同様です。

(イ) 試料の用に供される土砂等は、(ア)の規定により区分した各区域の1地点において採取した土砂等を等量混合し、一の試料とします。

(ウ) (イ)の規定により作成した試料は、土砂基準（p. 11）の表の左欄に掲げる物質の種類ごとに「イ 分析方法」により測定してください。

[(イ) 及び (ウ) のイメージ]



#### イ 分析方法<sup>※1</sup>

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）
それ以外 <sup>※2</sup>	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号）
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）

※1 分析方法は「4-2(2)エ 分析方法」(p. 20)と同様です。

※2 土砂基準物質のうち、1,4-ジオキサン、銅、ダイオキシン類を除く26項目。